平成２２年（フ）第８４号
山口県大島郡周防大島町大字平野775番地４
債務者　大久保絹江
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第９１号
山口県岩国市元町１丁目２番９号
債務者　谷口　勝
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第２２４号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1333番地　町住向陽団地53－１－２
債務者　黒木ふみ子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４５号
青森県八戸市大字白銀町字栗沢道８番地９　惣宝アパート５の３、前住所青森県八戸市大字白銀町字姥久保４番地５　惣宝アパート４号棟６号室
債務者　林郷　悦子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
青森県八戸市小中野３丁目17番３号
債務者　米澤　敏人
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第８０９号
奈良県桜井市大字粟殿1028番地の３
債務者　東川　信一
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２３７号
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地22―405
債務者　土井　勲
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２６３号
奈良県生駒市西旭ヶ丘１番25号
債務者　木下　憲治
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２６４号
奈良県生駒市西旭ヶ丘１番25号
債務者　木下　律子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２９２号
奈良市あやめ池南２丁目３番５―114号
債務者　田窪こと　李　松美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３０２号
奈良市東登美ヶ丘２丁目６番７号
債務者　水谷　龍郎
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７４号
鹿児島県垂水市栄町21番地２
債務者　森永　榮作
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第６３７号
北九州市小倉北区神岳２丁目２番４―206号
債務者　金澤　公夫
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１９０７号
名古屋市港区宝神４丁目1305番地　宝神ハイツ402号
債務者　矢野　淳一
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１５号
山口県防府市西仁井令２丁目６番11号
債務者　河原　美加
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
山口市阿知須344番地
債務者　岡本　信行
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
山口市宮野下1882番地３　ウェル５　205
債務者　山根　浩二
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
山口市錦町２番15号
債務者　國土　雅央
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係